

楽譜貸出規約

株式会社CAFUALレコード

【楽譜貸出条件】

弊社では、原作者権利者の権利を守るため、楽譜貸出に関して以下の条件を設けております。

- レンタル楽譜貸出期間はお貸出日より1年間です（POST deスコアは15日間）。貸出期間中に早期返却された場合、その時点で貸出終了とします。
- レンタル楽譜の延長は半年または1年です。
- 申し込み完了後の楽譜貸出の取消、楽曲の変更はできません。
- 申し込み責任者は楽譜の管理・返却までの全責任を負っていただきます。

【レンタル楽譜 基本原則】

1. 楽譜の使用はお申込時にお客様が記入された使用目的に限ります。万一、使用目的に記入された以外の使用が認められた場合は楽譜貸出を終了し、楽譜を直ちに返却頂きます。その際、当初お支払頂いたレンタル料は返金いたしません。
2. いかなる場合でも、お申込み頂いた演奏団体以外の第三者が使用することはできません。万一、貴団体に貸し出した楽譜が他団体にて使用された事が確認された場合、損害実費額として該当する楽曲のレンタル料の全額を、改めて貴団体および他団体に請求させていただくと同時に、楽譜貸出を終了し、全ての楽譜を直ちに返却頂きます。その際、当初お支払い頂いたレンタル料は返金いたしません。（使用した他団体にも同様の請求を行います。）
3. 楽譜の複製(印刷、転写、コピー等)は、演奏者の人数の都合によりパート譜のブルト増しを必要とする場合を除き、全部・一部を問わず固く禁じます。なお、ブルト増しで複製した場合は、返却の際に複製した楽譜もあわせてご返却ください。
4. 楽譜の貸出延長を希望される場合は、貸出終了期日前までにご連絡ください。1年または半年間の延長レンタル申込手続きと所定のレンタル料金を承ります。
5. 楽譜は、貸出期間終了後7日以内に返却してください。特段の理由なく期限内に楽譜を返却されなかった場合は延滞料金として半年分のレンタル料金をご請求致します。
6. 楽譜の保管には充分注意してください。申し込み責任者は、貸出中の楽譜管理に関し、全責任を負っていただきます。楽譜の一部または全部を紛失された場合、弁済金をご請求致します。紛失の際はレンタル期間内に楽譜事業部へお知らせください。
7. 弊社取り扱いの楽曲は全て著作権保護期間中のため、一部の例外を除いての演奏会形式(吹奏楽コンクール等の審査会も含む)での演奏に際し、著作権使用料をお支払いいただく必要があります。この料金はレンタル料金には含まれておりません。
8. 電子オルガン、マンドリン、マーチングバンドなど、吹奏楽以外の編成で演奏を希望される場合は、その旨を必ず申し込み時にお知らせください。全ての楽曲を吹奏楽以外の編成で演奏できるということではございません。

《合同バンドでの演奏について》

1. 合同バンド内のひとつの団体(学校)を代表(校)として決定していただきます。代表団体(校)は、楽譜返却までの全責任を負うこととします。
2. あくまで「合同バンド」での申し込みとなります。代表団体(校)及び、合同バンドに含まれる団体(学校)が単独で演奏することはできません。

《電子オルガン編曲について》

1. レンタル楽譜基本原則に準じます。
2. 編曲された作品(二次著作物)に関する全ての権利は著作権者(当社)に帰属いたします。電子オルガン編曲者には一切の権利が発生しません。よって、著作権者(当社)に無断で二次著作物を販売・貸出し等はできません。
3. 当社が電子オルガン編曲されたスコア及び音源の提出を求めた場合には、その指示に従うものとします。

《楽譜レンタルについての注意事項》

1. 楽譜貸出期間内の演奏回数の制限はありませんが、レンタル申し込み時の目的に限ります。
 - ・新たな使用予定が発生した場合、演奏当日までに「使用目的追加申請書」に記入し、FAXまたは郵送にてお知らせください。
 - ・同一のコンクール・コンテスト等で演奏される場合、申請は一度のみで結構です。演奏回数の制限はありません。また、日程・会場の変更があってもお知らせは不用です。
2. 練習等に際しての書き込みは鉛筆書きのみとし、消去不可能な手段による書き込みはご遠慮ください。

【POST de スコア 基本原則】

1. 閲覧期間は楽譜到着後15日間です。閲覧期間終了日より3日以内に弊社に到着するようにしてください。期限を過ぎた場合、所定の遅延料金をご請求いたします。
2. このサービスはレンタル楽譜選定のための閲覧を目的としております。楽曲の演奏、楽譜の複製(印刷、転写、コピー等)は、全部・一部を問わず固く禁じます。
3. 閲覧用楽譜への書き込み、角折、破損等はご容赦ください。
4. 正規レンタル楽譜お申し込みへの料金充当はございません。